

## 解題

塚原浩太郎

昭和七年の六月十九日、この日記の主である森本州平は誕生日を迎えていた。明治二十八年、長野県下伊那郡山本村の竹村家に生まれた州平は、このとき満四十七歳。同じく下伊那郡松尾村の森本家との養子縁組が決まってから、既に三十七年の月日が流れていた。下伊那郡屈指の名家である森本家の跡継ぎとして、州平はこの間、松尾村会議員や産業組合長（いずれも一九二九―三三年）といった村の要職を歴任し、村外でも百十七銀行常務取締役（一九二八―三三年）や南信新聞社役員を務めるなど、多忙な日々を送っていた。一方で州平は大正末期から政治運動に関わり、昭和六年八月には国家社会主義政党・愛国勤労党の支部結成に立ち会っていた。こののち、特に満州事変以降は政治運動から手を引くことになる。昭和八年に父勝太郎が亡くなる。と州平は村の役職からも遠ざかり、次第に農業経営に専念するようになった。肩書から見れば、戦後に農地被買収者同盟の下伊那地方支部長を務めたのが目につくに過ぎない。昭和四十六年、州平は八十七歳で亡くなった。

州平の死から五年ほど後のこと、三十歳になるうかという青年が森本家を訪れ、州平の日記と出会うことになった。名を須崎愼一（現神戸大学名誉教授）といい、のちに下伊那におけるファシズム運動の研究を発表する傍ら、森本州平日記の翻刻を大学紀要に掲載するようになった。彼の仕事を引き継ぐ形で、十年ほど前からは本誌が森本州平日記の翻刻を掲載している。本号に掲載されるのは昭和七年四月から六月までの三か月分である。

三か月分とはいえ克明に記された州平の日記を理解するのは、あるいは三か月分であるからこそ、簡単なことではない。解題と称するこの小稿はそこで、日記に記されたいくつかの論点について考えようと思う。

### 【一】百十七銀行

森本州平の日記は、その記述の多くを百十七銀行と産業組合での業務のことに割いている。まずは銀行のことについて考えてみたい。四

月十四日条がその導きの糸となるに違いない。

この日州平は支店検査を行うため上伊那郡の宮田へと向かった。検査の最中、伊那委託倉庫から二人の来客があり、銀行の担保が無くなったことの釈明をして去っていった。聞けば繭四百七十石相当の担保品を「皆他へ搬出」(四月十五日条)してしまつたという。さらに伊那電(伊那電気鉄道)からも来客があり、「銀行の預金を八掛にて売り相殺したし」との提案を申し入れてきた。この日の背景を追ってみよう。

伊那委託倉庫は上伊那郡伊那町にあった農業倉庫で、大正九年に創立された比較的新しい倉庫である。収容能力一万二千石、昭和七年当時に上伊那郡下では二番目に大きな倉庫だつた。伊那委託倉庫は州平の日記にしばしば登場しており、問題の発生する一ヶ月ほど前にも検分に訪れたことが記されている。この時は生糸千五百斤、繭五十石ほどが確かに在庫していたという。喪失した担保品の補償について伊那委託倉庫からは、株式の払い込みを充てる旨の申し出があつた。当初から「依託の問題は強硬に当るべし」と決めていた州平は伊那委託倉庫からの申し出をはねつけ、裁判を起すに至つた(五月十八日条)。生糸価格の惨落したこの時期に伊那委託倉庫はなぜどこへ生糸を搬出したのか、その真相は分からない。一年ほど後に伊那委託倉庫は倉庫業を廃したようである。

もう一つの伊那電気鉄道は、明治四十年に設立され、伊那谷を通る鉄道敷設を進めていた鉄道会社だつた。昭和二年には辰野―天竜峡間を開通させたが、不況の影響で経営状態は芳しくなく、昭和六年上半期より無配当に陥つていた。預金を八掛けで「相殺」したいという伊那電側からの申し出に対し、州平は「伊那電が預金を売るのが如き事は

従来の密接なる関係を以て見るも差ひかへられたき旨」を言い渡した(四月十五日条)。百十七銀行と伊那電の間には一体どのような経緯があつたのだろうか。

日記をさかのぼっていくと、百十七銀行が支払い猶予を履行した昭和六年の総括に、伊那電の名が登場する。州平によれば、十一月二十四日に銀行が支払い猶予に立ち至つた原因は「蚕糸の不況」に加えて「伊那電の影響」でもあつたという。この時伊那電では取締役である伊原五郎兵衛が「畢世の事業」として三信鉄道の建設に取り組んでいた。しかし不況のために工事は滞り、伊原本人も病のため職を退くことになつていた。伊原五郎兵衛はまた、百十七銀行の取締役でもあつた。伊原の兼務の結果だろうか、百十七銀行から伊那電に対しては様々な資金が渡つていた。一つ噂話を引いてみよう。昭和五年に信濃銀行が支払い猶予を行うと、百十七銀行に対する悪評も相次いで流れた。その中には「伊那電会社の窮状―伊原に百万円貸、伊那電株に投資したること」という風聞があつた。金額の多寡は措くとしても、州平の日記には確かに銀行から伊那電幹部へ融資が行われていたことが記されている。さらに百十七銀行は伊那電株を最大で二千二百株ほど(およそ十一万円相当)保有していた。両社が深い資金関係にあつたことは間違いない。

百十七銀行はこうした資金関係の解消に努めていたようである。百十七銀行は支払い猶予を履行した昭和六年下半期以後、伊那電株の売却を進めている。昭和六年下半期に保有株数を千二百株へと減らし、昭和七年上半期には零としていた。このことから察するに伊那電側からの「相殺」の提案とは、資金関係の解消の際に銀行の預金を売って対処したいとの趣旨だつたのではなからうか。しかし州平は、本来

「預金に対し伊那電株を渡す事」になつていたのでからそれに従つてほしいと主張し、その場は収まることになる（四月十五日条）。

四月十四日条の背景を追うと、百十七銀行では支払い猶予後の再建が進められていたことが見えてくる。州平は伊那電関係の他にも「上伊那地方へ支店を徒に多く出し過ぎたる事」を問題視していたから、上伊那郡での支店廃合も並行して行つていた。<sup>(二二)</sup>上伊那郡に八つあった支店のうち、宮田・中沢・片桐の三支店は既に閉鎖されることが決まっていた（七月二十三日付で廃止）。<sup>(二三)</sup>その一方で、存続する支店でも「大口に難問題のもの」（四月十六日条）は散見された。伊那委託倉庫の一件も頭をよぎつただろうが、州平は担保調査への考えを改めている。六月三日には、今まで調査課は「現業の相手」をして事足りりとしてきたけれども、担保品の調査を通して「預金者の信用及社界〔公〕一般の信用状態を調査するのが調査課の役目である。之に気が付いた」と書きつけた。支払い猶予の後処理と信用調査とが、百十七銀行での関心事だったことが窺えるだろう。

## （二）松尾組合

次いで産業組合の様子を見るために、五月二十三日条に手をつけてみよう。二十三日は午後から組合役員会が開かれており、「昭和六年度製糸部決算」「奨励品種無代配布」「伊那社問題」が議論された。三つは手に余る。差し当たつて伊那社問題を考えたい。

伊那社とは下伊那郡生糸販売組合連合会伊那社のことであり、下伊那郡の産業組合が生糸の共同販売を行うため大正九年に設立した組織である。<sup>(二四)</sup>当時伊那社もやはり、恐慌の影響で経営状態が悪化していた。とはいえこの五月二十三日条で取り上げられている問題のきっかけは

伊那社の出荷先（湧川商店）が経営破綻したことにある。破綻により伊那社が回収できなかつた五万円は、一時日本蚕糸会社（日蚕会社）が負担していた。<sup>(二五)</sup>州平ら伊那社幹部はこの未回収金五万円を長野県からの特別融資によつて賄おうとしたが、県は伊那社内の積立金から補填することを主張した。<sup>(二六)</sup>結局、伊那社が積立金から三万円を拠出する一方で、残金二万円は県の斡旋により糸聯（大日本生糸販売聯合会、販売組合の全国団体）が負担し、負担額は伊那社傘下組合が二年間糸聯へ生糸を出荷して償却することになった。<sup>(二七)</sup>もう一点、伊那社の内部組織について触れねばならない。州平曰く、伊那社には「内部関係に於ては聯合会（指導、研究調査機関）と出荷事業と分離し居り、会計も確然分離し居れり」という事情があつた。<sup>(二八)</sup>下伊那郡下の組合に対して指導したり調査したりする伊那社と、共同出荷を担う伊那社は分離しているというのである。これは、松尾組合のように連合会に参加している伊那社を介さず出荷する組合があつたためなのだろう。だから松尾組合としては、伊那社の共同出荷に関わる損失を連合会としての積立金より補填されてはたまらない、ということになる。

共同出荷のことは共同出荷組合の責任で、ということであれば松尾組合は糸聯への出荷にも関わらないはずだった。なぜなら松尾組合は、というより共同出荷に携わらない組合は、規模が大きく単独でも経営可能な組合が多かつたからである。<sup>(二九)</sup>しかしそうなると中小規模の組合のみが糸聯に出荷するばかりで、明らかに共同出荷の実はあがらない。そこで県は、松尾組合などに「金融の暗に封鎖をホノメカシ」た上で糸聯への出荷を要請した（六月十八日条）。この一言は効いた。「各組合は資金関係等を恐れて一部出荷する事に大体意見まとまりたる」（六月二十日条）ことになった。ただ、あまり針小棒大に事を見ない

方が良い。松尾組合が昭和七年に糸聯へ出荷した生糸の量は実に十俵である。仮に一俵六十キロあつたとしても、出荷量は組合の生産高六千三百貫余のごく一部に過ぎなかつたのではなからうか。<sup>(三二)</sup> 少なくとも昭和七年において、松尾組合がとつた糸聯への対応の仕方は、伊那社への対し方とさほど変わらなかつたように見える。

糸聯への出荷額が寡少にとどまつた理由は、伊那社時代と同じく各組合の生糸品質にばらつきがあつたからだろう。伊那社役員でもあつた州平はそのため、伊那社が販売だけでなく生産の統制も進めるべきことを主張して<sup>(三三)</sup>いた。だがそれは難しいことだつたに違いない。組合間の品質統一のためには個々の組合内での品質統一が必要だが、日記からは松尾村での品質統一すら難航して<sup>(三四)</sup>いたことが透けて見える。松尾組合はこの時期、松尾蚕種統一社（統一社）という業者に蚕種製造を依頼し、得られた蚕種を無償配布することで製品統一に取り組んで<sup>(三五)</sup>いた。五月二十三日の役員会で議題となつた「奨励品種無代配布」はこれに当たる。ところが松尾組合が特定の蚕種業者に肩入れすることに対して、「統一社に製造を依頼するは余りに之を庇護に陥るの弊あり」とか「品種統一の美名にかくれて或はほかの製造業者を圧迫する結果にならん」（五月二十六日条）といった批判があつた。下伊那郡で品質が統一されるためには今しばらくの時間が必要だつた。

五月二十三日の役員会で挙がつた三つ目の話題は、組合製糸部の上半期決算のことだつた。昭和七上半期決算は資金調達に難航し、最終的には信聯（長野県信用組合聯合会）から一万円を借り受けることで落着した（六月二日条）。だが数日前まで信聯の雲行きは怪しく、「松尾の組合は危いから資金は出せない」と告げられていた（五月三十日条）。県下組合がどこも不況に苦しむ中で、とりわけ松尾組合が

「危い」とされたのは故無きことではない。百十七銀行が支払い猶予を実行したのち、州平の日記には「百十七B―産業組合、相次で種々の評判出て、予の一身に對する攻撃もありしなるべし」といつた書き込みが見られた。<sup>(三六)</sup> 事実松尾組合は百十七銀行と共に支払い猶予の危機に追い込まれたところを、農山漁村低利融資金によつて何とか乗り切つたばかりだつた。<sup>(三七)</sup> 百十七銀行支払い猶予の余波は松尾組合に及び、組合の資金調達を妨げていたと言えようか。

### 【三】 大森本家

さて銀行、組合ともに激動期を迎える中で、森本家をめぐる状況も微妙な変化を迎えていたことが感じ取れる。その例として、まずは「下椀屋東の道」をめぐる騒動について考えてみよう。

事の発端は五月五日に起きている。中島の与一郎（今村与一郎）が出勤前の森本に声をかけ、「下椀屋東側の道路を取広めて旧道の接続線とせん」と申し出てきた。このとき下椀屋周辺では新道建設が進められていた。当初は「下椀屋の南を経て集会所へ参る道を作る」ために旧道は廃止となることが決まっていたという（五月八日条）。ところがこの日の与一郎の申し出では、森本家所有の土地にまで道を拡げて旧道に接続することになっており、見れば既に工事にも取り掛かつていた。州平にも、また父の勝太郎にも寝耳に水の話である。「今迄殆んど自分の掌中に在るか如く仕事をなし」て来た勝太郎は「元老に話かない」と烈火の如く怒つた（五月十七日条）。結局、勝太郎が折れて「何とかして下椀屋南に道路を付ける様試むべし」と与一郎らに告げて事態は収束した（五月十九日条）。

森本家の承諾を得ぬまま工事を進めたのは、直接的には耕地整理委

員の今村与一郎と丸山泰治だったが、州平も勝太郎もその背後に森本猪佐雄の影を見ていた。州平は事の始まりから「猪佐雄の手先となりて彼等が惣代をつとめる事に付皮言をならへて」いたし、勝太郎はこの一件が「皆猪佐雄の指金である」と聞いて憎悪の念をたざらせた（五月七日、五月十五日条）。そもそも今村与一郎と丸山泰治が一月の耕地委員選挙で当選したのも、猪佐雄の働きかけによるところ大であった。<sup>(二五)</sup> 森本猪佐雄は大森本家（勝太郎・州平の家）の隣に住む親類で、昭和十一年に亡くなったという。<sup>(二六)</sup> 猪佐雄は昭和六年まで大森本家へ毎年年賀に訪れており、州平とも良好な関係を保っていたように見える。猪佐雄と州平の齟齬が日記から窺えるようになるのは、昭和六年の十月一日、何某の家政整理問題についての記述である。このとき州平は猪佐雄について次のように記している。「彼が吾に對してとれる態度不忠なり。今回の吉川県議に際しても同様な態度なり」。「不忠」とされた猪佐雄の態度は家政整理問題に先立つ県議選以来のものだったことが読み取れる。県議選において州平と猪佐雄との間に何があつたのだろうか。

昭和六年九月に行われた長野県会議員選挙では定数五人の下伊那郡から七人が立候補していた。州平の住む松尾村からは村長の吉川亮夫が、また州平が関わる愛国勤労党からは中原謹司が立候補していた。地元候補と世話を焼いた政党からの立候補者と、二人を後援しなければならぬ州平の立場は複雑だった。結局州平は双方の擁立運動に与するといふ途を選んだ。しかしその結果松尾村では、地元候補に本命をかけなかつた州平に対して厳しい批判が寄せられることになつた。<sup>(二八)</sup> そこへ現れたのが森本猪佐雄である。選挙終盤に猪佐雄は松尾組合から千五百円を借り受け、吉川亮夫の選挙運動資金として提供したとい

う。沈滞していた吉川陣営はそれより「氣勢が揚つた」と州平は伝え聞いている。<sup>(二九)</sup> 無事吉川亮夫は当選を飾つた。この一連の経緯を州平は猪佐雄の「不忠」と見た。それは州平の立場を知らながら地元候補当選の功労者となつた猪佐雄に対する不信感の表れだつたように思える。

州平の不満は募れども松尾村内での猪佐雄の地位は着々と上がりつあつた。昭和七年一月の耕地整理委員選挙では猪佐雄が推す今村与一郎・丸山泰治が当選し、さらに五月の松川入山林組合議員選挙でも猪佐雄が選出されることになつた。松川入山林組合は飯田・上飯田・松尾・鼎の四か町村からなる町村組合であり、共有林の管理を行つてきた。組合は四か町村から選出される組合会議のもと規約の制定等を行つており、昭和七年の組合規約改正の際、議員定数が二十四人から三十人（飯田町四・上飯田町四・松尾村十一・鼎村十一）へと増員されてきた。<sup>(三〇)</sup> これに伴つて新議員の選挙が行われたのである。松尾村では森本勝太郎が長年にわたつて組合議員（一八八九—一九三二年）を務めていた。当然州平としては「父の志を嗣ぎ後継者として選出せらるゝ」ことを思い、選挙委員でありながら「適當なる人物なければ予は自ら之に当らん」とまで申し出た。が、他の委員の反応はつれない。「君か出るは将来不得策なり」と辞退を論ずる者もいれば、より直截に「政治的有力者は猪佐雄をおいて他になしと云はんばかり」に州平に勧告する者もあつた。こうして山林組合議員の座は猪佐雄に渡つた。憤懣やるかたない州平は「将来決して村の名譽職とならざる」ことを心中固く決意してしまふ（五月二十五日条）。解題の冒頭に記した通り、州平はこの時期以降しばらく村の役職から遠ざかつていく。いずれの経過も松尾村内における大森本家の地位が相対的に低下していったような印象を読み手に与える。この後州平は村会議員（一九三

七(一四一年)となつて再び村の役職者となるけれども、それはあくまで猪佐雄の死後のことである。

#### 【四】政治

最後に政治に関する記述に触れたい。とはいつても本号所載の日記には愛国勤労党などに関わつた記述をほとんど見出せない。これは州平が政治運動から手を引いていく時期であることも関係しているかもしれない。そこでいくつかの国政に対する書き付けを見つ、運動から身を退いていくその理由が何だったのか考えてみることにしよう。

政治運動から離れていく中でも、政党や議会に対する州平の幻滅は根深い。六月一日から開かれた第六十二回帝国議会では、政友会から農村負債の支払い猶予実行と物価騰貴を狙つた平価切下げが提案されようとしていた。これには党内外から異論が相次ぎ、議案提出にまでは至らなかつた。<sup>(三二)</sup> 州平はその経過を「愚論百出」、「其結果をわきまへず」と苦々しく見ている(六月十日、十四日条)。帝国議会だけでなく隣村でも支払い猶予実行の決議が相次いだから(六月二十九日条など)、州平の失望は深かつただろう。

では政治の刷新を目指して愛国勤労党への関わりを深めていたかと言えば、そうでもない。むしろそうした政治運動への関与はほとんど見られない。その背景として注目すべきなのは、座光寺久男が県へ出仕するために下伊那を離れるという記述である。座光寺は上飯田村生まれの運動家であり、青年層に衆望のある人物だった。愛国勤労党南信支部結成においても青年層への働きかけを担つていたといふ。<sup>(三三)</sup> 州平は「座光寺か去るは下伊那の青年をして我々の主張を青年に鼓吹し青年を教養するには不便なり」(六月五日条)と記している。核となる

人物がいなくなり、愛国勤労党そのものの活動が下火となつていたのかも少しれない。

座光寺久男のことに加えて、州平自身にも何か思うことがあつたように見える。六月九日には「政治家としての資格」として呻吟語から「寛厚深沈、遠識兼照、藏(造)福(于)無形、消禍(于)未然、無智名勇功、(而)天下陰受其賜」(寛厚深沈にして遠識兼ね照らし、福を形無き造り禍を未だ然らざるに消し、智名勇功無く而して天下陰に其賜を受く)という一節を引いている。<sup>(三四)</sup> 呻吟語中の、治者を六等に分けたうち最上等の人物について述べた部分である。度量と見識を以て臨む者はどこからか福をもたらしいつの間にか禍を取り去つてしまふので、その功績が広まることはないが皆が知らず知らずその恩恵を受ける、というような意だろうか。実はこれに次ぐ第二等の者は対比的に次のように続く。「剛明任事、慷慨敢言、愛国如家、憂時如病、而不免太露鋒芒、得失相半」(剛明にして事に任じ慷慨して敢て言い、国を愛すること家の如く時を憂うること病の如く、而して太だ鋒芒を露わすを免れず得失相半す)。実直で義憤を口にする者は国や時世を想つてやまないが、他を責めるあまり失うものもできてしまふ。大雑把にこう解すると、これを引いたきっかけは五・一五事件にあつたように思われてならない。事件を起こした青年将校に対して「彼等が祖国を守る心事は憐むべきも国を誤れるは惜むべし」(五月十六日条)と記した州平は、そこに呻吟語の言葉を重ねていたのでなからうか。憂いあまり義拳に至るより自らは「寛厚深沈」ならん、と。六月十三日に再び呻吟語を引いた州平は「之を以て人生の玉条となさん」と心に決めていた。

寛厚深沈たらんとした州平は、代わつて現状の刷新を戦争に託すこ

とになった。日記の一節を引こう（六月二十二日条）。

古往今来歴史を見るに平和の裡には必ず乱世あり。明治大正の平和の後に乱世あるは歴史の証明する処、今日は乱世なり。此乱世の最後は必ず戦争にて片付けるを常道とせり。故に今日に於ても最後は戦争によりて解決し、其解決は極端なる資本主義とならん村の役職や政治運動からも距離を取りつつあった州平は、こうして満州事変を横目に見ながら日々の仕事に邁進していくことになった。数多くの論点を考え残しているけれども、ひとまずここで稿を結ぼう。日記が多くの人に読まれることを願ってやまない。

## 註

- (一) 森本州平の経歴については、須崎慎一「史料紹介 森本州平日記抄」（『論集 神戸大学教養部紀要』第三五号、一九八五年）を参照した。森本州平日記についての経緯は、須崎慎一『日本ファシズムとその時代』（大月書店、一九九八年）の「あとがき」、及び「史料紹介 森本州平日記（一）」（『東京大学日本史学研究室紀要』第一号、二〇〇七年）の「はじめに」を参照した。
- (二) 『長野県上伊那郡誌』（上伊那郡誌刊行会、一九六七年）六二一―六二二頁。
- (三) 「史料紹介 森本州平日記（十）」（『東京大学日本史学研究室紀要』第二二号、二〇一八年）一九三二年三月七日条。以後、「森本州平日記」（『紀要』第〇号）〇年〇月〇日条と記す。
- (四) 昭和八年十月末日の長野県下倉庫業者一覧に伊那委託倉庫の名は見えない（『農業倉庫の葉』、長野県農業倉庫協会、一九三三年四〇―四三頁）。

(五) 「伊原五郎兵衛」（『鉄道史人物事典』日本経済評論社、二〇一三年）及び伊那電気鉄道株式会社の営業報告書（昭和六年上半年期―昭和七年上半期、企業史料統合データベースより閲覧）を参照した。

(六) 「森本州平日記」（『紀要』第二二号）一九三一年補遺。

(七) 「森本州平日記」（『紀要』第二二号）一九三一年一月一日―九日条。

(八) 「森本州平日記」（『紀要』第一八号）一九三〇年十二月一日。

(九) 「森本州平日記」（『紀要』第一七号）一九三一年三月一日―日条では、州平が伊原五郎兵衛に会い、「銀行重役会の模様と預金漸減の条況とを報告し、猶最後の場合ともならば各重役に貸付けたる金を返済を求め、それにて支払をなすより外致方なからん」との意見を述べている。

(一〇) 株式会社百十七銀行「昭和六年上半期 第六拾八期業務報告書」（企業史料統合データベースより閲覧）。昭和六年六月末日時点。

(一一) 株式会社百十七銀行「昭和六年下半期 第六拾九期業務報告書」及び「昭和七年上半期 第七拾期業務報告書」。

(一二) 「森本州平日記」（『紀要』第二二号）一九三二年一月一日―五日条。

(一三) 株式会社百十七銀行「昭和七年下半期 第七拾一期業務報告書」。

(一四) 「松尾村誌」（松尾村誌刊行委員会、一九八二年）五七五―五七六頁。

(一五) 『信濃毎日新聞』一九三二年五月一九日。

(二六) 「森本州平日記」(『紀要』第二二号) 一九三二年一月一日条。

(二七) 「飯田ニュース」一九三二年五月三〇日(飯田市立図書館所蔵)。

(二八) 「森本州平日記」(『紀要』第二一号) 一九三一年二月一八日条。

(二九) 「飯田ニュース」一九三二年六月六日。

(三〇) 長野県では昭和五年十一月の信濃銀行支払い猶予の後、金融梗塞打開のため予算外県費から長野県信用組合聯合会を通じて各組合へ融資を行っていた。この特別融資には申し込みが殺到し、申し込み組合数一八一に対して三一組合に貸し出されるのみだった。「金融の暗に封鎖」とはこうした融資における取り計らいを指しているのではないか(『長野県産業組合史第三篇』(長野県農業協同組合中央会、一九五八年)一五三―一六七頁)。

(三一) 『大日本生糸販売組合聯合会十年誌要』(大日本生糸販売組合聯合会、一九三六年)の附録「所属聯合会、組合別各年生糸入荷一覽表」、及び前掲註一四「松尾村誌」五七八頁を参照した。

(三二) 「森本州平日記」(『紀要』第二〇号) 一九三二年七月六日条。

(三三) 「森本州平日記」(『紀要』第二一号) 一九三一年二月一三日条。

(三四) 「森本州平日記」(『紀要』第二一号) 一九三一年二月二日条。

(三五) 「森本州平日記」(『紀要』第二〇号) 一九三二年一月三日条には選挙結果を受けて「猪佐雄の策動あり、遂に彼の名をなさしむ」との記述がある。

(二六) この点については、齊藤俊江氏に仲介して頂き、森本信正氏よりご教示頂いた。

(二七) 「森本州平日記」(『紀要』第二一号) 一九三一年一〇月一日条。

(二八) 佐々木政文「一九三一年長野県会議員選挙の地域社会的検討」(『東京大学日本史学研究室紀要』第二二号、二〇一七年)。

(二九) 「森本州平日記」(『紀要』第二一号) 一九三一年九月二七日条。

(三〇) 前掲註一四「松尾村誌」五九二―五九四頁。

(三一) 『東京朝日新聞』一九三二年六月二二日。

(三二) 佐々木政文「愛国勤労党南信支部組織準備会の活動と反資本主義思想」(『東京大学日本史学研究室紀要』第一九号、二〇一五年) 九七―九八頁。

(三三) 註記及び書き下しは公田連太郎訳註『呻吟語』(明德出版社、一九五五年) 九三五頁に倣った。呻吟語は明末の儒家呂坤の手になる書物で、日々の生活や社会への苦悩がこぼれられている。古くは大塩平八郎が陽明学へ接近する契機となった書として知られ、明治に入ってから通俗道徳の書として人口に膾炙したという(疋田啓佑訳註『呻吟語』(明德出版社、一九七七年)の解説より)。州平は一九三〇年一二月二日条に呻吟語を読んだことを記している。